

金融検査マニュアル廃止後の自己査定・償却・引当の取扱い②

一 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会)の改正等について一

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 SDB室長

守矢 隆

(キーワード) 融資DP、貸倒引当金、会計上の見積り、監査報告書の透明化

(視 点)

2019年12月18日に、金融庁から「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(以下「融資DP」という。)が公表され、同日付で金融検査マニュアルが廃止された。

これを受けて、日本公認会計士協会は、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(以下「4号指針」という。)を2020年3月27日付で改正した。4号指針は、会計監査人が金融機関の会計監査にあたって拠り所とする文書のひとつであり、今後の自己査定・償却・引当の取扱いに影響を与えるものである。

本稿では、4号指針の内容について概観し、現行実務との違い等について整理するとともに、その後に公表された文書の内容なども踏まえて今後の対応の方向性について考察する。

(要 旨)

- 今般の4号指針の改正は、金融検査マニュアルの廃止と融資DPの制定にかかる手当てを主な目的としたものである。両者の内容が完全に網羅されている訳ではないが、金融機関に広く定着した実務の多くがカバーされている。
- 償却・引当に関する金融機関の創意工夫に関し、4号指針では具体的な手法等について触れられていない。他の文書を踏まえれば、見積りに置いた仮定の中身や、仮定に基づく引当金額の見積りに相応の合理性があれば、理由なく否定されることはないものと思料される。
- 貸倒引当金の金額は、その前提となる仮定の内容により大きな違いが生じ得る。仮定の置き方に統一した基準等が設けられていない以上、引当金の見積りにかかる考え方について、今まで以上にディスクロズが求められるものと思料される。

(注) 本稿は、2020年7月27日時点の情報にもとづき執筆している。

1. 4号指針の位置づけ

今般改正された4号指針は、資産の自己査定や貸倒償却・貸倒引当金に関する監査上の取扱いに関して、日本公認会計士協会から公表されている文書である。早期是正措置に伴って現在の自己査定・償却・引当の仕組みが導入されるのにあわせて1997年に制定され、その後も関係法令や金融検査マニュアルの内容に対応する形で改正が重ねられてきた。

日本公認会計士協会の資料によれば、4号指針は企業会計の基準、銀行法等の法令、金融検査マニュアルと並び、金融機関に係る財務報告の枠組みの一部に位置づけられている。ただし、会計基準や法令が公的に定められたルールであるのに対し、4号指針は会計監査人サイドが実務上の取扱いを整理した補完的な色合いのルールと言える。(図表1)

2. 改正の経緯

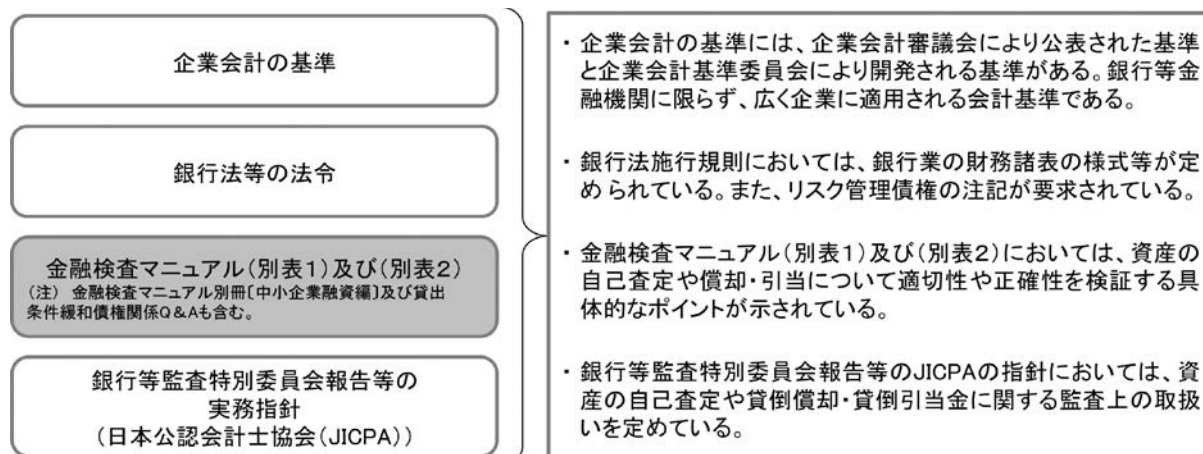
金融庁は、金融検査マニュアル別表が一種

のセーフハーバーとして使われる現状を問題と捉え、金融検査マニュアル自体を廃止するとともに、今後は基本的に「考え方・進め方・プリンシプル」を示すとする方針を打ち出している。これは、会計の立場から見れば、財務報告の枠組みの一部が消えることを意味する。

日本公認会計士協会は、金融検査マニュアル廃止の方針が示された2017年の段階からこの問題を度々指摘しており、融資DPのパブリックコメントにおいても、別紙として金融検査マニュアル別表の要点を整理した「自己査定・償却・引当の現状の枠組み」が添付されていることを受け、「金融検査マニュアル廃止後も、従来の取扱いが存置された」との解釈を試みている。しかし、金融庁はあくまでも参考として掲載した旨を回答しており、同別紙が金融検査マニュアル別表に置き換わる位置付けのものではないことが明確となった。

こうした経緯から、金融検査マニュアルに

図表1 金融機関に係る財務報告の枠組みの現在の構成 (特に貸出金の評価)



(出所) 金融庁「融資に関する検査・監督実務についての研究会」日本公認会計士協会提出資料

基づいて広く金融機関に定着してきた実務上の取扱いが、金融検査マニュアル廃止に伴って形式的な拠り所を失う形となるため、4号指針の改正を通じて会計監査人サイドが所要の手当てを行ったのが今般の改正である。

3. 改正内容

上述のとおり、今般の4号指針の改正は金融検査マニュアルの廃止と融資DPの制定にかかる手当てを主な目的としたものだが、両者の内容が完全に網羅されている訳ではない。(図表2)

(1) 金融検査マニュアルとの比較

金融検査マニュアルに基づいて一般に定着している実務のうち、4号指針に盛り込まれていないものがある。

例えば、正常先～要管理先の貸倒実績率については算定期間にかかる「1-3年基準」は維持されたが、破綻懸念先は個別見積りを前提とした内容に留まりⅢ分類債権の集合的な見積りの考え方自体が盛り込まれておらず、貸倒実績率算定にかかる記述もない。

また、貸出債権の個別評価の手法としては「DCF法」が明記されているが、「キャッシュフロー控除法」に関する記述は無い。キャッシュフロー控除法は手続きが簡便なこともあり多くの金融機関で採用されているが、その取扱いは融資DPの「現状の実務を否定しない」という考え方が拠り所となる。

(2) 融資DPとの比較

融資DPで示された考え方の中にも、4号指針で触れられていない点がある。

図表2 債権の区分および貸倒引当金の見積りに関する考え方の比較

一般的な自己査定区分		正常先	要注意先		破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
			その他	要管理先			
債権の区分	金融検査マニュアル別表(廃止)	正常先	その他の要注意先	要管理先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
	融資DP	現状の実務を否定しない、金融機関の自主的な創意工夫を妨げない					
	4号指針	現状の取扱いに準拠して計上されている場合には監査上妥当なものとして取り扱う					
貸倒引当金の見積り	金融検査マニュアル別表(廃止)	貸倒実績率法(1年3年ルール)			貸倒実績率法(3年×3期)	個別見積り(未保全100%)	
	融資DP	現状の実務を否定しない、金融機関の自主的な創意工夫を妨げない					
	4号指針	貸倒実績率法(1年3年ルール)			個別見積り(必要額)	個別見積り(未保全100%)	
		DCF法			部分直接償却		
		CF控除法					
		貸倒実績率法(1年3年ルール)			DCF法		
		「現状の実務が否定されていない点はご理解のとおり」(パブコメ回答)					

(備考) 各資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

例えば、償却・引当の見積りにかかる金融機関の創意工夫については、見積りの補正等に関する従来からの考え方を取り上げるに止まり、具体的な“手法”等については特に触れられていない。その上で、監査人は見積りの合理性や関連注記の妥当性を評価する立場だとして、見積りにかかる“プロセス”や“体制”の検証に主眼を置く内容となっている。

また、見積りの補正等に関連して、SDB(後述)など外部の共通データベースを参考にすることについても取り上げられていない。

4. 信用金庫業界の対応

日本公認会計士協会は、2020年2月3日付で4号指針の改正案を公表し意見募集を行った。これに対し、信用金庫業界では(一社)全国信用金庫協会(全信協)が次のような意見を提出し、混乱が生じないように調整を進めてきた。

(1) 現行実務の取扱い

上記3の(1)に挙げた破綻懸念先の集合的見積りやキャッシュフロー法など、広く定着した実務上の取扱いが今後も維持されるよう申し入れを行った。

これらの点は結果的に4号指針自体には反映されなかったが、改正と同時に公表されたコメント対応表には「現状の実務が否定されていない点のご理解のとおり」と明記された。

(2) 償却・引当にかかる創意工夫

上記3の(2)に挙げた今後の創意工夫等に

についても、「将来見込み等必要な修正」や「過去の実積率の補正」に関連し、実務面で過度な負担が生じないように配慮を求めるとともに、手法の見直しや外部の共通データベースの利用が円滑に進められるよう申し入れを行った。

これらの点も結果的には手当てされず、コメント対応表も個々の金融機関の状況に応じて「各監査人が評価する」との表現に留まった。

5. 考察

(1) 創意工夫の可能性について

4号指針の冒頭部には「貸倒見積高の算定は、会計上の見積り(財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること)の例示に該当し、経営者の判断によって行われるものであり、監査人は、経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する」旨が追加されている。見積り金額については、その前提となる仮定の内容により結果に大きな違いが生じ得るが、仮定の置き方について統一した基準等が設けられていない以上、見積り金額の大小そのものではなく、金融機関が仮定を置く上で参考とした情報の適切性や検討経過の妥当性が論点となる。

これに関連し、4月に企業会計基準委員会から公表された「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」によれば、「会計上の見積りの参考とな

る前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられる。この場合、(中略)企業自ら一定の仮定を置くことになる。」(傍点筆者)とされている。この考え方を踏まえれば、見積りの評価は、一般的な状況であれば過去の事例や他金融機関の類例などを参考に評価されることとなるが、事例や類例が参考にならないような特殊な状況においては独自の仮定をおくことも許容されるものと考えられる。

従って、金融機関が見積りの背景となる事情や勘案した事実などを示し、それらを踏まえた仮定の中身と仮定に基づく引当金額の見積りに相応の合理性があれば、金融機関の創意工夫が理由なく否定されることはないものと思料される。

(2) 引当の手法について

貸倒実績率の水準は、①対象債権の範囲、②債権額や損失額の定義、③損失を見込む期間(計測期間)および算定期間数の設定などによって決まり、必要に応じて④計数の修正および算出結果の補正などによって調整される。

4号指針には、①のグルーピングは内部格付別、商品特性別、業種別等の切り口が望ましいこと、③の計測期間は平均残存期間とするのが望ましいが便宜的に1-3年基準を認めること、④について外部環境等の影響で信用リスクの状態が著しく変化した場合に必要となることが改めて示されている。

これらの単純な組み合わせから、例えば次のような方法が考えられる。

- ・貸出期間の長い商品群をグルーピングし、実態に近い計測期間を設定する。
- ・外部環境の影響を受ける業種等をグルーピングし、貸倒実績率を補正する。

ただし、グループを細分化しすぎると、金融機関の規模によっては同一グループ内の債務者数が少なくなり貸倒実績率が安定しないため、算定期間数を増やしたり外部指標で代用するといった工夫も併せて必要となる。同一グループ内の債務者数が僅少となる場合や、特定の大口先の影響が大きい場合には、個別の見積りも一考を要する。

なお、上記(1)のとおり償却引当の工夫は類例が参考にならないような状況が前提となるため、手法ありきの議論ではなく、背景となる事情や事実を整理し、その手法を採用することの合理性を説明していく必要がある。

(3) 外部の共通データベースの利用について

融資DPでは、同一グループ内の債務者数が少なく安定した見積りが難しい場合に、外部の共通データベースの情報を利用した調整について言及している。

現在、金融機関が参加する主要な信用リスクデータベースとしては、日本リスクデータバンク(株)が運営する「RDB」、(一社)CRD協会が運営する「CRD」、(一社)全国地方銀行協会が運営する「CRDTS」と並んで、信用金庫業界独自のデータベースである「SDB」がある。

SDBを運営する信金中央金庫は、参加する信用金庫から集められたデータをもとに「SDB統計情報」等の統計資料や分析レポートを作成、還元している。こうした情報は、信用金庫業界の傾向を示す客観的な情報であることから、類例による貸倒実績率の調整などの場面で相応の説得力を持つものと考えられる。

(4) ディスクロージャーの充実について

4号指針には、金融機関の創意工夫について「多様な方法が考えられるため、財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要と考えられることに留意」と特記されている。融資DPも同様の趣旨で開示を充実させることが重要としているが、これらは別途進んでいる「監査報告書の透明化（長文化）」の流れを意識したものと考えられる。「監査報告書の透明化」は有価証券報告書等提出会社を対象とした措置なので、信用金庫は法的には対象とならないが、一般的ではない引当手法を採用する場合などには、機関決定に至る議論の経過や参考とした情報などについて会計監査人から確認を受ける可能性がある。

金融庁ホームページに掲載されている「重要な会計上の見積り」の開示例を見る限り、先行する上場企業では引当金の見積りにかかる仮定、使用した情報や手法、前提条件が変化した場合の対応などを開示している。また、金融庁は、7月に発出した「四半期報告書

における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」において、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについては（中略）四半期報告書において、適時適切に投資家へ情報提供することが強く期待されます。」としている。これらを踏まえれば、引当金の見積りにかかる考え方については、今まで以上にディスクロージャーが求められるものと思料される。

6. さいごに

金融検査マニュアル廃止、融資DPの制定に加え、新型コロナウイルス感染症への対応という前例のない事態に、金融機関も会計監査人も手探りの状況が続いている。

融資DPでは、今後予想される市場の動向や金融機関の戦略などを踏まえた見積りは、「合理的に可能な範囲で収集された事実」に基づくべきだが「金融機関によって幅のある推計」になり得るとしている。しかしながら、戦略の「多様性」を求める金融機関と、監査の立場から財務情報の「普遍性」を重んじる会計監査人の視点には構造的にズレがあり、議論が平行線を辿るおそれがある。

金融庁は、業界団体、日本公認会計士協等の関係者をメンバーとした実務レベルの協議の場を設置し、話し合いを通じた調整を図る考えだが、視点の違う両者が建設的な結論を導き出せるよう、当局の“仲介機能”の発揮が期待されるところである。